

# 道 どうてい 程

～前に道なし 道は後に～

## 「台風23号災害復興を進める」

大型の台風23号が10月20日、日本列島に襲いかかり、養父市はかつてない大被害を受けました。被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

被害は、住家で全壊1棟、一部損壊67棟、床上浸水196棟、床下浸水274棟、非住家でも116棟が被災し、また停電4290戸、水道断水1808戸、電話では電柱、ケーブル故障が96件などライフラインも崩壊しました。一方、公共被害も甚大で、市道10路線が通行止め、国・県道も17路線が通行止め、さらに各地で山地崩壊が発生するなど大災害となりました。

養父市は10月20日午後3時50分に災害対策本部を設置、さらに特に被害の深刻な八鹿町宿南地区に宿南現地災害対策本部、また大規模な地すべりが発生した幸陽・茶堂地区に幸陽・茶堂団地地すべり対策本部を設置して、住民への避難勧告、ライフラインの早期復旧、災害緊急対策等に懸命に取り組んでまいりました。

市消防団員や地域住民、国・県関係者、またボランティアをはじめ多くの方々の協力のもとに復旧を着実に進めることができつつありますことに改めて感謝を申し上げます。市職員の中にも、自ら床上浸水の被災者であるにもかかわらず、公務優先で復旧に全力で取り組む者も多く、頭の下がる思いがいたしました。この災害復旧を進める中で、改めて痛感していることは、市内の危険箇所の再点検を進め、2次災害の防止に取り組まなければならないこと、さらにこれに対応した防災体制を構築し、災害に強い市をつくり上げてゆかねばならないことです。これは、新生養父市の新たな課題です。

11月1日、生活復興相談所を開設し、災害復旧事業査定業務特別班も結成いたしました。また、養父市が受けている災害救助法、被災者生活再建支援法の適用を最大限生かして、1日も早い復興に向け取り組んでまいります。

災害は一瞬ですが、その復興には長い時間がかかります。被災者の方々の復興や公共施設の復旧など、皆様のご協力のもと、粘り強く災害復興を成し遂げて参りたく思っています。

ご協力をよろしくお願いいたします。

養父市長 佐味 憲二

## 施設の利用料は？

利用料は、特別養護老人ホームやデイサービス等それぞれのサービスによって設定されています。

また、これらはサービスを受ける方の要介護状態によっても変動します。

## ホーム入所利用料の目安

居 住 費	1カ月あたり約 35,000円 (部屋代・光熱水費等)
食 費	780円×30日=23,400円
介 護 保 険 自 己 負 担	一部負担金として(1カ月あたり) 25,000円～30,000円程度
その他(A)	日常生活費等実費
合 計	83,400円～88,400円+(A)

## デイサービス利用料の目安

(1日あたり)

### ■基本料金

要支援	482円
要介護1～ 要介護2	614円
要介護3～ 要介護5	903円

### ■加算料金

送迎(片道)	47円
食 事	39円
食材料等	340円
一 般 浴	44円
特 別 浴	65円
機能訓練	27円

※利用項目は自由に選べます。

おむつ代、材料費、野外活動等の参加費は実費となります。

## ショートステイ利用料の目安

(1日あたり)

### ■基本料金

要支援	918円
要介護1	948円
要介護2	995円
要介護3	1,043円
要介護4	1,091円
要介護5	1,138円

### ■加算料金

送迎(片道)	184円
食 事	780円

※居住費等は別途負担

## 生活支援ハウス利用料

生活支援ハウスの居住部門の利用料は、対象収入により段階ごとに無料から5万円(月額)までの利用料を設定しています。

また、共同利用に要する費用として、光熱水費の実費400円(日額)が必要です。その他、在宅福祉サービス等を利用した場合は利用料が別途必要です。